

平成
二十年
五條市議会第四回十二月定例会会議録(第一号)

平成二十年十二月二日(火曜日)

議事日程(第一号)

平成二十年十二月二日 午前十時開議

- 第一 会議録署名議員の指名
- 第二 会期決定の件
- 第三 議第五十三号 職員の退職手当の特例に関する条例の一部改正について
- 第四 市長の市政報告と提出議案の説明

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(二十名)

| | |
|----|----|
| 一番 | 西本 |
| 二番 | 幸洋 |
| 三番 | 好紀 |
| 四番 | 家廣 |
| 五番 | 美恵 |
| | 輝雄 |

欠席議員（二名）

説明のための出席者

市長
副市長

吉 榮

野 林

晴 勝

夫 美

七番

山

田

由

比

二十一番

田

原

清

孝

二十番

大

谷

龍

雄

十九番

榮

林

末

次

十八番

土

井

康

嗣

十七番

黄

木

英

夫

十六番

櫻

塚

凱

一

十五番

寺

本

保

英

十四番

佐

間

正

己

十三番

花

谷

昭

典

十二番

山

本

久

和

十一番

北

山

和

生

十番

西

尾

彦

和

九番

峯

林

宏

政

八番

山

田

澄

雄

六番

益

田

吉

博

事務局職員出席者

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----|-------|-------|-------|------|------|------|--------|--------|-------|--------|-------|-------------|--------|--------|--------|--------|------|-------|----------|
| 速記者 | 事務局主任 | 事務局係長 | 事務局次長 | 事務局長 | 庶務課長 | 秘書課長 | 企画財政課長 | 監理管財課長 | 大塔支所長 | 西吉野支所長 | 会計管理者 | 社会福祉協議会事務局長 | 上下水道部長 | 健康福祉部長 | 生活産業部長 | 都市整備部長 | 総務部長 | 市長公室長 | 教育長職務代行者 |
| 柳ヶ瀬 | 笹谷 | 西峯 | 乾 | 森本 | 上田 | 下村 | 水脇 | 海老原 | 土井 | 岸本 | 櫻本 | 清水 | 辻本 | 山下 | 林 | 阪ノ上 | 田中 | 岡本 | 田野瀬 |
| 五美 | 久美 | | | 博文 | 卓司 | 洋次 | 正雄 | | 祥嗣 | | 泰司 | | 衡司 | 正次 | 正信 | 武則 | | 和人 | 俊夫 |

午前十時三分開会

○議長（西尾彦和）ただいまから、平成二十年第四回十二月定例会を開会いたします。

山田由比己議員から欠席届、山田澄雄議員から遅刻届が出ております。

本日、平成二十年第四回十二月定例会が招集されましたところ、議員各位には何かと御多用のところ御参集を賜り、厚く御礼申し上げます。

本定例会には、平成二十年度一般会計補正予算を始め多数の重要案件が提出されておりますので、議員各位にはどうか御精励をいただきますとともに、円滑なる議会運営に格段の御協力をお願い申し上げます。開会のあいさつといたします。

この際申し上げます。会議記録、「市議会だよりGOJO」及び「広報五條」に掲載のため、各会議の日程中事務局に写真撮影をさせますので、御了承願います。

○議長（西尾彦和）ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

市長から議会招集のごあいさつがあります。吉野市長。

〔市長 吉野晴夫登壇〕

○市長（吉野晴夫）開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日、第四回定例会を招集いたしましたところ、議員各位には年末を控え何かとお忙しい中、御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。今年の日本は地球温暖化の影響か、夏の猛暑・酷暑に加え各地で集中豪雨・突風・雷などが多発し、豪雨による水難事故や浸水被害が発生するなどしました。吉野川におきましても水難事故による数名の被害者が出るなど、大変な年でありました。

また、本年は、原油急騰やサブプライム問題などによる世界的な金融危機が進行し、景気後退の懸念が強まっています。

そんな中、またしても総理が交代するなど、激動の一年となりました。

さて、景気は世界的な景気後退の懸念が強まる中、日本経済も厳しい局面に入り、下向きの動きが一層明確になりました。

加えて、少子高齢化の更なる進展により税収の伸びは望めず、逆に福祉関係費の増大が予想されることから、事業へ充当できる財源が圧迫され、経常経費に充てる財源も大きく不足することは確実となることが予想されております。

このような国並びに地方の財政状況が危機的状況にあつて、本市においても財政健全化に向け「行財政改革の推進」を図り、「集中改革プラン」を全庁的に推進しているところであります。

当初予算編成においても、昨年度に引き続き枠配分方式で編成するよう指示しております。

いずれにいたしましても、私ども地方自治体が置かれております状況は、引き続き厳しいものが続くかと予測されます。

しかしながら、この厳しい財政状況の中で、改革と未来に夢の持てるまちづくりをやり遂げなければならない思いで一杯であります。

そのためにも、議員各位の英知と情熱のお力添えを賜りながら、本市の発展にまい進していかねばならないと考えております。

そういう意味におきまして、議員各位には忘たんのない御意見を賜りたいと思うわけでございます。

最後になりましたが、時節柄健康には十分御留意いただき、ますますの御活躍賜りますことをお願いいたしまして、平素のお礼と開会に当たつての
ごあいさつに代える次第であります

ありがとうございます。

○議長（西尾彦和）ただいまから本日の会議を開きます。

諸般の報告事項がありますので、事務局長に報告させます。

○事務局長（森本博文）命によりまして、私から御報告申し上げます。

まず、奈良県市議会議長会でございます。

去る十一月二十一日に橿原市におきまして、本年度第三回議長会が開催されております。

まず初めに、会長の御所市の安川議長から開会のあいさつがあり、引き続き会議に入っております。

会議では、諸報告として前回第二回議長会以降の事務報告並びに会議出席報告があり、それぞれ了承されております。

次に、協議に入ります。平成二十年度の決算見込み、平成二十一年度の予算見通し及び地域活性化に資する地方税財政基盤の充実強化を目指す共同アピール案につきましての三件を協議の結果、いずれも了承されております。

次に、監査委員から地方自治法第二百三十五条の二第三項の規定により、一般会計及び特別会計また地方公営企業法第二十七条の二第二項の規定により水道事業会計の、八月分から十月分までの例月出納検査の結果報告が提出されております。

以上御報告申し上げます、諸報告といたします。

なお、会議資料及び監査資料につきましては事務局において保管しておりますので、後刻御清覧いただきたいと存じます。

○議長（西尾彦和）以上で諸般の報告を終わります。

次に、南和広域連合議会の報告があります。八番山田澄雄議員。

〔八番 山田澄雄登壇〕

○八番（山田澄雄）皆さんおはようございます。

議長から発言の許可をいただきましたので、去る十月十五日に五條市市民会館において開催されました平成二十年第二回南和広域連合議会定例会の報告をいたします。

今回の定例会では、平成十九年度南和広域連合一般会計歳入歳出決算認定及び平成十九年度南和ふるさと市町村圏事業特別会計歳入歳出決算認定について、それぞれ審議されました。

初めに、一般会計決算につきましては、歳入総額は七千九百七十一万五千八百八十八円、歳出総額は六千四百八万九千六百六十三円で、歳入歳出差引額は一千五百六十二万六千二百二十五円であります。

次に、南和ふるさと市町村圏事業特別会計決算につきましては、歳入総額は三千八百十五万九千九百三十三円、歳出総額は八百七十七万二千二百八十六円で、歳入歳出差引額は三千四万二千八百七十七円であり、審議の結果、それぞれについて認定されました。

以上、概要を申し上げます、平成二十年第二回南和広域連合議会定例会の報告といたします。

なお、資料は事務局で保管しておりますので、後刻御清覧いただきたいと思っております。

ありがとうございます。

○議長（西尾彦和）以上で南和広域連合議会の報告を終わります。

この際御報告申し上げます。

先の第三回定例会以降の休会中、五條市議会会議規則第六十条第一項ただし書の規定により議員の派遣を決定しておりますが、詳細につきましてはお手元に配付いたしておりますので、御了承願います。

また、報告書につきましては事務局で保管しておりますので、後刻御清覧願います。

○議長（西尾彦和）本日の日程につきましては、お手元に配付済みのおりであります。

配付漏れはございませんか。――。

これより日程に入ります。

○議長（西尾彦和）日程第一、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第八十一条の規定により議長から指名いたします。

| | | | | | |
|----|---|---|---|---|----|
| 三番 | 川 | 村 | 家 | 廣 | 議員 |
| 四番 | 藤 | 富 | 美 | 恵 | 議員 |
| 五番 | 池 | 上 | 輝 | 雄 | 議員 |

以上の三名の方をお願いします。

○議長（西尾彦和）次に日程第二、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期につきましては去る十一月二十五日開催の議会運営委員会におきまして御協議を賜りました結果、先に御通知申し上げましたとおり本日から十九日までの十八日間といたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西尾彦和）異議なしと認めます。よって会期は、本日から十九日までの十八日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、各位に御通知申し上げます。

○議長（西尾彦和）日程第三、議第五十三号 職員の退職手当の特例に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案につきましては閉会中の継続審査とし、総務文教常任委員会において御審査をいただいておりますので、委員長に報告を求めます。総務文教常

任委員会土井康嗣委員長。

〔総務文教常任委員長 土井康嗣登壇〕

○総務文教常任委員長（土井康嗣）ただいま議題となりました議第五十三号 職員の退職手当の特例に関する条例の一部改正につきまして、総務文教常任委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、集中改革プランに基づく職員定数適正化の早期実現を図るため早期退職者の適用範囲を拡大するもので、先の第三回定例会の委員会における審査の過程におきまして、委員から、嘱託制度、職員採用等についての質疑とともに、更に慎重な検討が必要であるとの意見などがあり、閉会中の継続審査となっておりますので、去る十一月十九日午前十時から開会いたしました委員会において審査を行い、討論を省略して採決をいたしましたものであります。

審査においては、委員から、早期退職者を嘱託職員として再雇用することについてただしたのに対し、「本制度の一番の目的は経費の削減である。再雇用については早期退職の一つの条件であり、従来の定年退職者の再雇用はない。」との答弁がありました。また、委員から、「議決前に行った退職希望の職員が年齢要件に該当するというところで、議決後に加算措置をされることについては、財政的にも厳しい中で賛成しかねる。」とただしたのに対し、「従来の五十歳以上の勲奨退職希望も併せて九月末締切りで募集していたところ、本議案が継続審査となった。また、本制度の導入については、遅きに失した中で基本的には改革ということで相当思い切った考えである。」との答弁がありました。委員からは、市民の血税が使われることから当然に厳しい判断が求められているところであり、市民の模範となるような雇用形態の確立を望む意見がありました。

こうして当委員会に再付託されておりました本案につきましては、慎重審査の結果、討論を省略して採決を行い、賛成多数で可決すべきものと決定いたしました。

なお、議案の審査終了後、当局から第三回五條市消防庁舎整備等調査研究委員会の結果と消防事務受託について及び五條市伝統的建造物群保存地区保存条例案についての報告を受けました。消防庁舎整備等調査研究委員会の結果報告につきましては、過去の委員会における検討経過の内容報告、消防力の整備指針と消防の広域化について質疑があり、消防事務受託につきましては、十津川村から消防事務の受託の話があったため、今後事務方で協議を重ねながら進ちよく状況の報告をすることの報告がありました。また、五條市伝統的建造物群保存地区保存条例案につきましては、資料を基に報告を受けた次第であります。

以上、御報告申し上げます。ありがとうございました。

○議長（西尾彦和）この際議員各位に申し上げます。

委員長報告に対する質疑は審査の経過及び結果についてであり、議案についての質疑は先の定例会で既に終了しております。

ただいまの総務文教常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。（「二番」の声あり）二番太田議員。

○二番（太田好紀）皆さんおはようございます。

ただいまの委員長報告に対しての質問をさせていただきます。

委員長の報告の中で、再雇用について早期退職の一つの条件であるということが理事者側からの答弁にあったと報告がありましたが、このことについては、去る九月十二日の本会議でも益田議員の質疑に対して公室長からは五十八歳で辞めたときは二年、五十九歳で辞めたときは一年と説明がありました。また、五十六歳で辞めても五十七歳で辞めても、もし採用の希望があれば二年という形を今考えておりますという個人的な考え方を、公室長は述べております。

また、市長は、益田議員の質問に対して、再雇用に対しては辞めたら辞めたと答弁をしております。理事者側の意見が真つ向から違っております。委員長また委員各位には大変せん越でございますが、もう一度詳細な内容を御報告いただきたいと思っております。（「十八番」の声あり）

○議長（西尾彦和）総務文教常任委員会土井康嗣委員長。

○総務文教常任委員長（土井康嗣）再雇用についての太田議員の質問に対して、市長と公室長の方から質問に応じた答弁をさせていただきます。

○議長（西尾彦和）市長公室長。

○市長公室長（岡本和人）太田議員並びに土井議員の御質問にお答えをさせていただきます。

先の九月議会で、確かに私の考えとして、五十六歳、五十七歳でこの制度が通れば二年という形で御答弁させていただきました。益田議員の方から、それはおかしいん違うかという御指摘もいただきましたが、制度そのものは五十六、五十七というのは、ある程度早く辞めたいという職員がおるということの話もありまして、それを辞めてもらおうということになりましたら市としても経費削減につながるということの趣旨でございます。五十八と五十九とおのずから違うと思うのですけれども、市長とも、まだ条例が通っていない中で相談はしにくかったですけれども、相談をさせていただきましたとして、一応二年を限度として再雇用をしようかというふうに、今のところは考えております。

以上です。（「二番」の声あり）

○議長（西尾彦和）二番太田議員。

○二番（太田好紀）では、市長と相談をして二年を限度として考えていると、こういうことですけれども、もしたら九月定例会におきまして、市長から、辞めたら辞めたと、こういう発言で、益田議員のおっしゃるとおりだと、こういう最高責任者がこの本会議場で答弁をされております。それからまたね、相談をして変えるという、本会議場で市長として、当然自分の言った言葉に対して責任を持っていただきたいし、また、そういう中途半端な発言をするということは、大変私は憤りを感じております。だから、その辺は中途半端ではなく、本会議場においては、今言われたことと真つ向から市長が言ったことと逆行しております。そういうことも踏まえて、市長、本会議場の在り方、また答弁の仕方というのはもつと考えて、また、自分の思いだけじゃなくて、そういうものはちゃんと精査をした中において答弁をしていただきたいなど。結局、自分が言ったことに対して一切、今の公室長の話では全然違うことを言っていますね。おっしゃるとおりだと、あのときも大きな声で言っていましたよね。言っているにもかかわらず、今、公室長から聞いたのとは全然違った形のものだと、こういうことになっています。もうちょっと本会議場に対する、議員からの質問に対して、明確な回答と明確な判断で回答していただきたいなと思います。

そして、再度聞かせていただきたいのですが、五十八歳、五十九歳は一年雇用する、二年雇用するということで、これもう一年たちましたので、二年の人が一年残っている。そして今年、四十三人のうちの二十三人が再雇用をしていただきたいと、こういう形になっていると聞いております。しかしながら、私は再雇用に関しては、当然その配置する場所があるのかなと、今まではそう多くはなかったと、十程度と聞いておりますけれども、この二十三人を本当に再雇用して、そして、それなりに適材適所に配置をして、本当にそれがきちっと運用ができるのか、ただ再雇用をしなくてはならないからどこにも入れておけよと、そういう考え方でやっているのか、ちゃんとやっぱり、ここは人間が少ないとか、ここはどうしても必要だと、こういう適材適所に配置をするならばわかりますけれども、二十三人の配置というのは大変難しいのではないかと思いますので、その辺も踏まえて回答を願いたいと思います。

そして、市長にも答弁願いたいと思います。（「議長」の声あり）

○議長（西尾彦和） 吉野市長。

○市長（吉野晴夫） 太田議員の質問に答えさせていただきます。

この前は、益田議員のおっしゃるとおり辞めたら辞めた、この前に大谷議員もおっしゃっていました。まあ、そのとおりだと、私の望みでございます。しかし、現状を見たときに、私が市長になるまでは六十で定年、それから一部の人は五年もおつたと。そういうことも事実でございます。

どないかしていかなんと言つて、一生懸命、財政改革の中でそういうような勸奨制度もやっておるわけでございます。公室長、長いことおつて、

こういう情は駄目なんですけれどもね、やはり皆さんとともに過ごしてきた人に対して、気持ちとしたら急に変わる私のようにはいかん部分もあつたかなど、そこに若干発言の食い違い、これは御理解願いたい。私は益田議員の言うたように、もっと厳しくやっていきたい。しかし、職員としてきたら、その辺の情もあるんでしょう。後、もう、辞めた方の配置転換も大変でございます。私はもつと厳しくと、今皆さんにもお願いしているやつ、そのとおりでございますけれどもね。今、五條は変わろうとしております。ほん、この間まで、どんなんやつたかと。六十で辞めて五年もおつた人、おつたやないかと。そういうことも変えていこうとやっている中で、じゃあ変わらんかよということもよくわかりますけれどもね。そういう急激を、私は求めておりますけれども、過去の、ほん、この間までめちやくちややつた。それを、今、私は遅きに失した形でないかと言っていますので、その辺、気持ちで言うた部分、公室長は職員、私は民間人からきて、厳しい部分もあると思うのですけれどもね、その辺もちよつと御理解も願いたいし、議会で、議会でとおっしゃったら、また私、余計なこと言うたつて怒られるけれども、消防長も議会で謝つて、まだわび状を出せと言われている。これも議会を重視するのだつたら、それもちよつとナンセンスかなと思うわけでございます。

財政改革ということは、皆さんとともにやっていかなければならない。今朝の新聞におきましても、桜井市で市民会館を休館すると、そのような大きな見出し。また、よそでも既に市民会館を休館しているところもあると、そこまで進んでおります。私はそういうところに少しでも進んでいきたい、厳しくやっていきたいということです。

そういうような気持ちですので、甘い部分もあるかと思えますけれども、厳しい部分が必要な、今の五條市の中におきましたら、議員共々厳しい方でいくんだつたら、それ一本でいきたい。しかし、そこに、この間までの五條市の現状とこの変わり目のつらさ、そういうところも合いまみえながら、財政改革をやっていきたい、そのように思つておるわけでございます。

太田議員のおっしゃるように、私はきちつと辞めたら辞めたでいきたいと、しかし一面、辞めてもちよつと甘い部分もあるよということによって、勸奨制度を受けようというような気持ちになつていただいた職員も事実おります。その人の年間給与総額から勘定すれば、一年、二年、月二十万で雇用しても、非常に財政改革のためにもなつております。恐らくあと何年かしたら、今若干雇用しておることも、辞めたらそれこそ私の言うているように、辞めたら辞めたやないかというふうなところに突入していくのかなど。私は、今でも辞めたら辞めたでさせていただけたら一番いいのですけどね、そこに、この間からのギャップ、今まで辞めて五年もおつたんやさかいに、急にそないそないと言われるこのつらさ、その辺も御理解いただいて、共に財政改革に力をお貸し願いたいと、そのように思つております。

○議長（西尾彦和）岡本公室長。

○市長公室長（岡本和人） 太田議員の、いわゆる職員の再雇用先のことですけれども、これは当然、四十三人辞めて、当然職員が減るわけで、三月の人事異動との絡みの中で整理をしていかなければならないと思っておりますが、受皿があるのかどうかということですが、一応私の頭の中ではおおむね配置できるのではないかなと。例えば、市民会館でありますと、今一人おりますが、それを職員もう一人引き上げて二人にするとか、火葬場も今職員二人と臨時一人がおりますが、そこに二人配置するとか、図書館でありますとか、そういった形で配置をしていかなければならないかなと。職員のおるところを極力囑託職員でしていくと。中には、行政の長年の経験を生かしてどこかの職場で相談役的な形で残ってもらわん人も出てくるのではないかなと。これは確定はしておりませんが、今後そういうようなことも調整していきたいと思っております。

以上です。（「二番」の声あり）

○議長（西尾彦和） 二番太田議員。

○二番（太田好紀） 今の公室長の話では適材適所の配置はできると、そういう認識をしたらよろしいということですね。

それと、先ほど最初に市長が言われましたけれども、私はこの本会議場においては、やはり執行権を持ったトップの発言に対しては責任を持っていただきたい。私は、そう思っています。過去のことをよく言いますが、過去は過去ですよ。今現実、ここからどうしようかということ、改革しようという、今、市長に対して、言うた言葉には責任を持ってほしい。過去は過去ですよ。今から市長がやろうとすることに對しての、自分が発言したことに對しては責任を持っていただきたいと思えます。

そして、もう一つ聞きたいのですが、総務文教常任委員会に傍聴に行かせてもらったときにおいて、土井委員長の方から質問があったと思えます。それは要するに、九月で締切りをしたと、九月議会でこの議案が通らなかつたということ、その五十六、五十七歳の人が、現実その中に入っていると。そういう形の中で、今度十二月に議案が通つたときの人と、それを上乗せする人と、それは、今議会が通つてないからといって、その人らはやっぱり上乗せができないという議論の中で、市長からおまけでどないかしたつてよと、おまけでという言葉が 나왔けれど、おまけという意味がわからないのですけれども、そんな行政つて、おまけで付けるものでもないし、その辺が確かに、あのとき私、傍聴で聞かせてもらったら、公室長は失敗したと、これは十二月まで延長しておけばよかつた、こういうことで、土井委員長の方からもその辺は指摘があつたと思えます。そういうことは、実際、そのときも明確な回答がありません。そして、九月で退職の期限が切れた五十六、五十七歳の人が、今、通る通らないは別として、最終ここで議決すると思うのですけれども、その結果においてはその人らも対象になるのかならないのか。そこらも踏まえて、再度御答弁を願いたいと思えます。

○議長（西尾彦和）岡本公室長。

○市長公室長（岡本和人）太田議員の御質問にお答えさせていただきます。

総務文教委員会の席上で土井委員長の方からそういう御質問を受けてまして、私もあやふやな答弁をしてしまったのかなというふうに反省をしておりますが、現実として、五十六、五十七の人がその時点で三人申出がありまして、今継続審議になっているけれどもどうなるのかなという相談があったことは事実でございます。一応九月末では締め切っておりますが、五十八、五十九歳の人につきましては、締め切った中で、市長の方から退職を承諾しましたという形で整理をしております。その三名につきましてはそういうような形で、十二月まで継続審議になるんだからということ、そこまで預かっておこうということの整理をしておりますので、確かに土井委員長がおっしゃってくれたように、私自身も初めから辞めるんやからもったいないなという気持ちはあったのですけれども、一応条例がそういう条例でございますので、その三人についても再度募集をして、整理をしていくという形になります。この件につきましても、弁護士の方にも相談をさせていただきます。一応今の段階では、法的には問題がないということもお聞きしております。

以上です。

○議長（西尾彦和）質疑を終わります。

これより、討論に入ります。

討論の通告がありますので、大谷龍雄議員の発言を許します。二十番大谷龍雄議員。

○二十番（大谷龍雄）それでは、反対討論をさせていただきます。

議第五十三号 職員の退職手当の特例に関する条例の一部改正についてでございます。

御存じのように、この内容は九月議会で継続審議になったわけでありまして、その内容は、五十六歳の方が勸奨制度に基づいて退職されますと、退職手当金を加算率四〇パーセント増やすと、また、五十七歳の方が勸奨制度に基づいて退職されますと、三五パーセントの加算率で退職金を払わせていただくという内容でございます。

まず最初に、現在の五條市の職員数を明らかにしておきたいと思っております。これは早い目に調査しましたので、現在は幾分か数が変わっているかも知りませんが、申し上げます。正職員の定数は六百九でありますけれども、現在は五百六十。臨時職員は全体として百二十名ですけれども、そのうち保育士等の重要な資格を持って重要な仕事をしている人が四十四名いてはるというのが、現在の職員数でございます。これは、この間、新聞

に載りましたけれども、奈良県下の他市との比較をしますと、五條市よりも人口の多い桜井市とか、そのほかの市と比べても職員数が多いんですね。正職員だけでも多いのですね。だから、この原因には、合併のときに、合併してもその時点で雇用されている職員さんは強制的に退職させないと、引き続き雇用するという、この条件で合併していますからね。当然、合併が原因でこの人数になったということも言えるわけでありまして。

しかし、私から申し上げるまでもなく、人口はどんどん減っております。そして、不況が続いております。したがって、どうしても職員の方の仕事の量は減っております。また、市民からいただく税金の歳入も減っております。それにプラス、政府はいろんな名目で結果として補助金を減らしておりますね。だから、いわゆる、当然職員の人数を適正な人数まで減らさなければならぬ状況になってきているわけでありまして。

その減らす方法としては、基本的には採用を最小限にして自然に減らしていくという、この方法をこの間とってきているわけでありまして。しかし、それではスピードが追いつかないというところで、国の勸奨退職制度は昔からございまして、五十歳からもうあるわけです、国の退職勸奨制度はね。しかし、それでも追いつかないということで、五條市がこの間、先ほどから言われておりますような勸奨制度を作ってきているわけでありまして、しかし、今回、九月議会で継続審議となったこの議案に対しまして、まあ結果として、私は反対しなければならぬわけですが、九月議会で継続審査になった反対理由をもう一度申し上げますと、いわゆる、今年の三月に五十九歳の方で加算率一五パーセント増、五十八歳の方で加算率三〇パーセント増のこの勸奨制度は実施されておりますけれども、わずかな期間で十分な検証もされておらないと。さらに慎重な審査が必要であると、そして、加算率が他市に比べますと大変高いわけですね。もう一つの理由は、早期退職後の嘱託職員としての再雇用、給料約二十万円は納得できないし、市民の皆さん方に納得してもらえないというのが九月議会の反対理由であったというふうに思います。

そして、既に決まっております五十八歳、五十九歳の勸奨制度で、今年の四月に何人くらい辞められたのかと、その中で雇用したのは何人かというのを申し上げますと、十二人勸奨制度に基づいて辞められましたね。そのうち七名、約二十万の嘱託職員として再雇用しております。これは、七名は希望者全員再雇用をしたということですね。

そして、奈良県下のほかの市はどうしているのかということ調べてみました。

奈良市の状況を申し上げますと、勸奨制度はありますけれども、勸奨制度で退職された方で嘱託職員として再雇用をする場合は、きっちりした基準を設けているというところであります。その基準の内容を明らかにしますと、一つは高度な技術の要る仕事、特殊な資格の要る仕事、必要な経験と能力が求められる仕事、こういう仕事が発生して、現職の職員さんの中でその仕事を担当する人らがおらないと、しかし、勸奨制度に基づいて退職された職員さんの中にはおるといふ場合にのみ、必要な人数だけこの基準に基づいて再雇用しているのが奈良市です。だから、奈良市の財政も厳しい

ですけれども、五條とは全然違うんですね。先ほどの太田議員の質問に対する答弁を聞いておつても、一応はこの九月、十二月で来年の退職希望が四十三名、そのうち再雇用の希望者が二十一名ですか。だから、一応希望者ほとんどを再雇用しようというのが今の方針ですからね、奈良市と比べたら全然違うわけですね。それと、この勸奨制度の加算率も、他市と比べれば高いです。まだ、奈良県下の他市では、国基準でやっているところが、天理、橿原、桜井、生駒、香芝、葛城、宇陀と、一〇〇パーセント国基準でやっているところがこれだけあるんですよ、まだ。五條はその中でも、独自の退職勸奨制度を設けているのは、いわゆる郡山それから高田、御所ですけれども、その中でも、加算率は五條市は九月議会で継続審議されたこの率でも一番高いんですね。そして、今申し上げたのは反対理由の一つになりますね、奈良市と比べればきつちりとした基準がないというはね。

反対理由のもう一つを申し上げますと、臨時の皆さん方も先ほど申し上げましたように、百二十人おるわけですね。そして重要な資格を持って、重要な立場でやっている人らが四十四名もおるわけです。こういう方々の待遇は、一時金があつても退職金はないのですね、臨時の皆さん方はね。だから、こういう方々の待遇と比べれば、いったん退職して退職金をもらつて、その方々をまた再雇用するということは、余りにも臨時の皆さん方の待遇と比べれば格差が大き過ぎるのではないかと。

それと、もう一つは、御存じのように、職員さんは仕事をしたくても仕事がないという状況が、すべての職場ではありませんけれども一部に生まれていますね。これは、先ほど申し上げましたように、人口減と不況から職員さんの仕事が減っているからです。そやけど、職員さんは仕事が見たいんです。だから、雇っている以上は仕事の保障をしなければならぬわけですね。しかし、仕事がないから、外から見ればなまけているという見方をされる場合もあるわけですね、これ。そんな中で、いったん退職した人を再雇用すれば、暇な職場をまた増やすということになるわけです。仕事をしたくないのに仕事がない人が多いのに、希望者全員入れたら、また暇な職場を増やすということになるわけですね。経費の面では、そら勸奨制度で退職されてあと二十万で雇つても、経費の面ではそれの方がまだ安くつくかもわかりません。しかし、現職の職場の臨時の皆さん方との比較とか、いわゆる仕事をしたくても今仕事が減つて仕事がないという職員の皆さん方との関係から言うても、経費はわずかに安くついても、この再雇用というのは、最低奈良市のようにきつちりとした厳しい基準を設けて必要なときにだけ雇用するということに、この際改革すべきですね。市長始め幹部の皆さん方がよく言っていますけれども、この際、この内容に改革すべきです。これが、反対理由の二つ目です。

そして、もう一つは、九月議会から反対理由として言われておりますように、加算率が高いということもまだまだ言えるのではないかと、いうように思います。まあ、この退職勸奨制度は、強制ではないわけですからね。上の方からそれなりに肩たたきと思われるようなことを言われても、頑張っ

て仕事を続けようと思えば、職員さんは続けられる保障はあるわけです、強制ではありませんからね。

そういったことを総合的に考えますと、九月議会でなりました継続審議をもう少し続けるべきだということを表明して、ただいま申し上げました反対理由を基に、この議案については私は反対させていただく次第でございます。

以上です。

○議長（西尾彦和）討論を終結いたします。

これより本案を起立により採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（西尾彦和）起立多数であります。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（西尾彦和）次に日程第四（「十八番」の声あり）十八番土井康嗣議員。

○十八番（土井康嗣）委員長報告をさせていただいた後、質疑に入る前に、議案に対する質疑は過日本会議でやったんやからそのことは省いてというふうな説明をされたと思いますけれども、太田議員から受けた質問は議長が質疑に入る前に言うたことと矛盾していませんか。間違いないんですか、それで。議長は、わしに当ててくれましたね。わしが答えるのですかと言うたら、議長がそうですと言うから、そういう形の内容、私は答弁せえと言われたらさせてもらいますけれどもね、最初に、質疑に入る前に議長はそない言うて、断つてあるから、これはわしが答弁するべきものではないというふうに判断して、市長と公室長にお願いしたような状態ですけれどもね。今回の委員長報告は継続審議で、今回で可決ですやろ。そやけど、この案に関しては九月議会で付託されたときにもやって、そのときの委員長報告で継続審査になるというふうな報告をさせられたつもりであります。そのときの内容に、確かに一番問題になったのは再雇用の問題でしたから、それについて報告はしてあると思いますけれどもね。太田議員の質問に対して議長はそれを判断したら、それを許していいんですか。

そのことについて、ちよつと説明していただきたいと思えます。（議場に声あり）（「動議」の声あり）

（問）

○議長（西尾彦和）……（議場に声あり）すみません。暫時休憩いたします。

午前十時五十九分休憩に入る

午前十一時五十五分再開

○議長（西尾彦和）休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。（「議長、動議」の声あり）黄木議員。

○十七番（黄木英夫）先ほどの総務文教委員長の報告に対する賛否について異議の意見が出ておりますので、やり直し。採決のやり直しの動議を出します。（「賛成」の声あり）

○議長（西尾彦和）ただいま黄木英夫議員から採決に対する異議の動議が提出され、所定の賛成者があります。

よって、会議規則第七十条第二項の規定により、投票により採決をいたします。

この際申し上げます。この採決は、無記名投票をもって行います。

これより議第五十三号 職員の退職手当の特例に関する条例の一部改正についてを、投票により採決いたします。（「十五番」の声あり）寺本議員。
○十五番（寺本保英）今、議運の委員長から動議が出されましたやろ。それ、賛成の議員さんがおって、動議の取上げは成立いたしましたけれども、その動議についての賛否を皆さんに諮らないかんのと違いますか。（議場に声あり）無記名投票の採決をするか、せんかのな。

○議長（西尾彦和）はい。

二人以上の賛成者がおつたら、それは必要がないということです。（議場に声あり）

第七十一条を読ませていただきます。

「出席議員二人以上から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決を取る。」ということになっております。（議場に声あり）よろしいですか。

これより議第五十三号 職員の退職手当の特例に関する条例の一部改正についてを、投票により採決いたします。
議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（西尾彦和）ただいまの出席議員数は、十九名であります。（「十八名」の声あり）私を含めて十九名です。投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○議長（西尾彦和）投票用紙の配付漏れはございませんか。――。
配付漏れなしと認めます。
投票箱を改めさせます。

〔事務局次長投票箱確認〕

○議長（西尾彦和）異状なしと認めます。
念のため申し上げます。

本案を「可」とする議員は「賛成」と、「否」とする議員は「反対」と記入の上、点呼にに応じて順次投票願います。
なお、重ねて申し上げます。

投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第七十三条第二項の規定により「否」とみなします。
事務局長に氏名を点呼させます。

〔事務局長点呼〕

〔各員投票〕

○議長（西尾彦和）投票漏れはございませんか。――。

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます

〔議場開鎖〕

○議長（西尾彦和）開票を行います。

会議規則第三十一条第二項の規定により、立会人に西本幸洋議員及び檜塚凱一議員を指名いたします。

よって、両議員の立会いをお願いいたします。

投票箱を開き、投票の点検をさせます。

〔事務局次長投票点検〕

○議長（西尾彦和）選挙の結果を報告いたします。

投票総数 十八 票

これは、先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち

賛成 十票

反対 八票

以上のとおり賛成が多数であります。

よって議第五十三号 職員の退職手当の特例に関する条例の一部改正については、可決されました。

○議長（西尾彦和）次に日程第四、市政の報告と提出議案の説明を求めます。吉野市長。

〔市長 吉野晴夫登壇〕

○市長（吉野晴夫）九月から今日までの市政の概要について御報告申し上げます。

初めに、「道路行政」の取組について御報告申し上げます。大塔町小代における国道一六八号の崩土により、地域住民の皆様並びに通勤・通学等で国道一六八号を利用される皆様におかれましては、多大なる御苦勞、御心配をお掛けしているところであります。通行止めが始まった十月十七日から今日までに、国・県に対して、再三にわたり早急な復旧・整備を強く要望してまいりました。十一月十六日から片側交互通行ができるようになりますが、完全復旧にはまだまだ時間を要するため、引き続き要望してまいる所存であります。このたびの事案からも、いかに国道一六八号が生活道路として、また、人命にもかかわる重要な道路であり、地域高規格道路五條新宮道路の早期完成が必要不可欠であると再認識したところであります。先般、県が来年度の政府予算編成に向けての国への要望項目に、「五條新宮道路の重点整備」を追加したことを受け、十一月十四日、県知事とともに金子一義国土交通大臣に面会し、要望活動を行ってまいりました。

今後も引き続き、国・県に対して積極的に要望活動を行ってまいりる所存であります。

次に、国道二四号拡幅整備につきましては、本陣交差点から市役所下交差点までの一工区間（約二〇〇メートル）が、十月から工事着手されました。完了予定は来年度末であります。

また、市役所下交差点から二見一丁目交差点までの二・三工区間（約六〇〇メートル）につきましても、計画的に事業が進められるべく、今後も引き続き国と連携を密にしながら、鋭意取り組んでまいります。

次に、橋梁長寿命化修繕計画につきましては、構築後四、五十年を経過した道路橋のうち、橋長十五メートル以上を対象に架替え及び修繕に掛かる費用の国支援を受けるための基本計画を策定すべく、平成二十五年度までの基礎調査として、初年度に当たる本年度におきまして十五橋を実施してまいりました。

次に、本年度の最重要課題であります「行財政改革」の取組につきましては、来年度の予算編成と連動した施策評価を試行的に実施しております。施策評価は限られた経営資源の中で施策の集中と選択を図るものであり、十月下旬にヒアリングを実施するなど、鋭意取り組んでおります。

次に、「ケーブルテレビ整備事業」の取組につきましては、七月末までに目標数値の九〇パーセント以上の加入希望をいただきました。現在、整備工事を順次進めており、大塔町小代における国道一六八号の崩土による影響はあるものの、おおむね順調に事業は進ちよくしております。

次に、「携帯電話の通信エリア拡大」の取組について御報告申し上げます。地域住民の利便性の向上並びに社会経済活動の活性化を図るべく、これまでに民間通信業者に通信エリア拡大の要望活動を行ってまいりましたが、先般、KDDI株式会社から、au通信エリアにおきまして本年度に西吉野町西野、大塔町阪本（天辻）及び小代に基地局を新設する旨の回答がありました。

今後も引き続き情報通信格差の解消を目指し、民間通信事業者に要望活動を行ってまいります。

次に、「陸上自衛隊駐屯地の誘致」につきましては、十一月十四日、県知事とともに浜田靖一防衛大臣と面会し、要望活動を行ってまいりました。今後も誘致の実現に向けて積極的に取り組んでまいります。

次に、「大和都市計画区域の見直し」の取組について御報告申し上げます。健全で計画的な市街化を図るべく、平成二十二年度末をめどに市街化区域と市街化調整区域の区域区分（線引き）の見直しが実施されるに当たり、本市といたしましては、北宇智工業団地を市街化区域に編入予定で調整をしているところであります。

次に、「公園整備事業」のうち、上野公園多目的グラウンド人工芝整備工事につきましては、十一月から工事に着手し、来年三月末の完成に向けて

鋭意事業を進めております。

次に、「地籍調査事業」について御報告申し上げます。継続して調査を進めてまいりました西吉野町立川渡・本谷・茄子原の各一部地区など五地区につきましては、本年度中の認証、閲覧及び調査完了に向け、順調に事業は進ちよくしております。

また、本年度から調査に入りました本町一丁目、三丁目・須恵一丁目の各一部地区など五地区につきましては、すべての地区におきまして一筆地調査の工程を実施しております。

次に、「農林行政」の取組について御報告申し上げます。市内の農林産物への認識を深めるとともに、品質及び生産性の向上並びに農林業の振興を図るべく、今回で三十九回を数える五條市農林産物品評会を、十一月十六日・十七日の両日にわたり、中央体育館で開催いたしました。総出展数五百十四点、約二千二百人の皆様に御来場いただき、盛況のうちに終えることができました。

市内の農林業関係団体及び生産者団体等の皆様に感謝を申し上げます。

また、「日本一の柿」を日常的に食していただくための消費拡大を図るべく、九月から十一月にかけて、例年の北海道函館市を始め東京、大阪、三重で開催された各イベントに参加し、五條市の柿の試食や配布など、精力的に普及・啓発活動を行ってまいりました。

次に、「教育行政」の取組について御報告申し上げます。今回で五十回を数える市民体育大会を、十月十二日、上野公園多目的グラウンドで開催いたしました。晴天にも恵まれ、多数の参加者の下、盛大にスポーツの祭典を行うことができました。

今後、市体育協会を始め各地区体育協会及び自治連合会等との連携を図りながら、生涯スポーツの普及・振興に努めてまいりたいと考えております。

また、青少年健全育成事業の一環として取り組んでおります「チャレンジウォーク二〇〇八」を、十月五日、ファミリーコースのみで開催いたしました。七百三十四名の参加の下、小雨が降る中でスタートとなりましたが、次第に雨も上がり、六百六十六名が完歩いたしました。

開催に当たり御尽力いただきました、各種団体のボランティア並びにコース周辺の皆様の御協力に感謝を申し上げます。

次に、文化事業の取組として、十一月一日・二日の両日にわたり、中央公民館を拠点に第三十七回五條市文化祭を開催いたしました。作品展示や舞台発表など年々活動も盛んになり、意義深い文化祭を開催することができました。

また、第十二回大塔いきいき文化祭につきましては、大塔町小代における国道一六八号の崩土により、十一月三日から十二月六日に順延して、大塔ふれあい交流館で開催してまいりたく準備を進めております。

次に、「上下水道事業」の取組のうち、上下水道事業につきましては、有収率の向上対策として、本町・須恵・新町・二見の四地区を対象に漏水調査を実施しているところであります。

一方、簡易水道事業の取組のうち、大塔町辻堂の水道未普及地域解消事業につきましては、本年度から宇井簡易水道の飛び地区域として事業を進めており、実施設計に着手したところであります。

次に、下水道事業の取組について御報告申し上げます。三月末における本市の公共下水道の普及率は、約五五パーセントであります。本年度におきましては、主にJR北宇智駅付近（住川町）及び今井不動団地内（今井四丁目）の工事を進めており、計画的に市街地を中心とした整備区域の拡大を図っているところであります。

また、水洗化の促進につきましては、昨年度に引き続き精力的に戸別訪問を行い、市民の皆様の御理解と御協力を求めているところであります。

次に、野原地区の県流域下水道事業につきましては、平成二十二年度末の完成に向けて事業が進められております。本市といたしましても、これに接続すべく、事業と並行して鋭意取り組んでおります。

最後に、安全で安心して暮らせるまちづくりを旨とする「消防・防災行政」について御報告申し上げます。

まず、先般の大塔町小代における崩土により国道一六八号が通行不能となりましたが、奈良県防災ヘリ及び和歌山県ドクターヘリの有効な運用、十津川村消防団への応援態勢の要請等、有事の際における対応策を速やかに講じ、消防・救急活動に鋭意努めてまいりました。

次に、警防業務につきましては、十一月四日、川上村におきましてあらゆる災害に対処すべく近隣の消防本部及び防災航空隊との山岳救助合同訓練を、また、同月六日にはリバーサイドホテルで従業員、消防団員及び職員、四十八名の参加による消火、救急救助及び有事の際における宿泊客等の避難誘導を交えた消防総合訓練を実施し、消防技術の向上並びに防災意識の高揚に取り組んでまいりました。

次に、救急業務につきましては、消防機関と医療機関が連携し、メディカルコントロール体制を図り、救急救命士による高度な救急業務の質の向上並びに応急処置範囲を充実させるとともに、救急車が現場に到着するまでの市民による病院前救護体制の充実を図るべく応急手当の普及・啓発活動を推進し、救命率の向上に努めているところであります。

次に、予防業務につきましては、防火対象物や危険物施設の立入検査を継続し、また、冬季を迎えるに当たり石油ストーブなどの暖房器具を使用する機会も多くなることから、防火指導及び広報活動を推進し、火災予防思想の普及・啓発並びに防災意識の高揚を図り、市民生活の安全と安心の確保に努めてまいりました。

以上が、主だった事業の概要であります。

続きまして、本定例会に提出の諸議案について御説明申し上げます。

議第六十六号 五條市伝統的建造物群保存地区保存条例の制定につきましては、五條新町地区の伝統的建造物群保存地区制度導入のため、本条例を制定するものであります。

次に、議第六十七号 五條市立保育所条例の一部改正につきましては、野原東保育所を廃止するため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議第六十八号 五條市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正につきましては、し尿処理手数料を改定するため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議第六十九号 五條市西吉野交流促進センター条例の一部改正につきましては、当センターに指定管理者制度を導入するため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議第七十号 五條市自転車等駐車場条例の一部改正につきましては、北宇智駅駅舎の移転により北宇智駅前自転車等駐車場を新たに設置するため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議第七十一号 南和広域連合規約の変更につきましては、南和広域連合事務所の新設に伴い南和広域連合規約について所要の変更を行うため、本規約の一部を変更するものであります。

次に、議第七十二号 市道路線の認定につきましては、樫辻町にある既存の農道を市道樫辻一六号線に、また議第七十三号につきましては、西吉野町滝に建設しております生活用道路を市道西吉野滝一号線として、それぞれ道路法第八条第二項の規定により認定をお願いするものであります。

次に、議第七十四号及び議第七十五号 市道路線の変更につきましては、国道二四号拡幅に伴う起点変更のため、市道本町一二号線並びに市道本町二七号線を道路法第十条第三項の規定により変更をお願いするものであります。

次に、議第七十六号 平成二十年度五條市一般会計補正予算（第三号）議定につきましては、歳入歳出それぞれ七千九百九十九千円を追加し、総額百八十億七千二百六十六万六千円とするもので、主なものといたしましては、下水道事業特別会計繰出金四千三百三十五万三千円、中学校耐震診断調査等業務二千二百二十万円、大阿太公民館改良工事五百万円等の追加であり、これらの財源につきましては、国庫支出金、繰越金等を見込みまして補正予算を編成した次第であります。

次に、議第七十七号 平成二十年度五條市簡易水道特別会計補正予算（第一号）議定につきましては、歳入歳出それぞれ二百四十万円を追加し、総

額五億一千四百九十万円とするもので、内容といたしましては、去る八月九日の落雷による機械設備修繕の追加であり、これらの財源につきましては、諸収入等を見込みまして補正予算を編成した次第であります。

次に、議第七十八号 平成二十年度五條市下水道事業特別会計補正予算（第一号）議定につきましては、歳入歳出それぞれ四千百三十五万三千円を追加し、総額十八億三千六百三十五万三千円とするもので、内容といたしましては元利償還金の変更に伴う公債費の追加等であり、これらの財源につきましては、一般会計繰入金を見込みまして補正予算を編成した次第であります。

次に、同第八号 五條市教育委員会委員の任命につきましては、御勢久右衛門委員の後任の同意を求めます。

次に、同第九号 五條市教育委員会委員の任命につきましては、田村幸子委員の後任の同意を求めます。

次に、同第十号 五條市教育委員会委員の任命につきましては、寒川英明委員の任期が平成二十年十二月十九日をもって満了するため、その後任の同意を求めます。

次に、推第一号 人権擁護委員の候補者推せんにつき意見を求めることにつきましては、川北敦也委員が平成二十年七月三十一日をもって辞任したため、候補者推せんにつき意見を求める次第であります。

以上がこのたび提出いたしました諸議案の概要であります。議員各位におかれましては慎重審議の上、何とぞ御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（西尾彦和）市政の報告と提出議案の説明が終わりました。

以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

明日三日とあさって四日は休会とし、次回五日午前十時に再開し、一般質問を行います。

なお、一般質問をされる議員各位は、明日三日の正午までに所定の発言通告書に質問事項を具体的に御記入の上、議長まで提出願います。本日は、これをもって散会いたします。

午後零時三十分散会